

水戸市とイオン株式会社との包括連携協力に関する協定書

水戸市（以下「市」という。）とイオン株式会社（以下「イオン」という。）とは、次の条項により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、市とイオンとの連携及び協力により、それぞれの人的・物的資源を活用し、地域の発展と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 市及びイオンは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- （1）子育て・教育に関すること。
- （2）産業の振興・まちなかの活性化に関すること。
- （3）健康都市づくりに関すること。
- （4）安全・安心な暮らしに関すること。
- （5）文化、スポーツ等の振興に関すること。
- （6）ゼロカーボン・エコシティに関すること。
- （7）デジタルまちづくりに関すること。
- （8）前各号に掲げるもののほか、市及びイオンが必要と認める事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項に係る連携及び協力の具体的内容は、市及びイオンが協議の上、別に定めるものとする。

3 イオンは、連携事項の一部を、市との協議のうえ、イオンの関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 市及びイオンは、この協定に基づく取組の実施に際して知り得た情報を第三者に開示し、若しくは漏えいし、又はこの協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に他の当事者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定成立の日から令和9年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間が満了する1月前までに、市又はイオンが何らの申出をしないときは、協定を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に関して疑義が生じたときは、市及びイオンが協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及びイオンが記名・押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月18日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号
水戸市
水戸市長 高橋 靖

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
イオン株式会社
取締役 代表執行役社長 吉田 昭夫